

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	社会福祉施設職員等退職手当 共済事業給付費補助金		事業開始 年度	昭和36年度		作成責任者
担当部局庁	社会・援護局		担当課室	福祉基盤課		定塚 由美子
会計区分	一般会計		上位政策	-		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	・社会福祉施設職員等退職手当共済法第18条 ・独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項 第9号		関係する計 画、通知等	・独立行政法人福祉医療機構中期計画(H20. 2. 29) ・社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費 補助金交付要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を通じて、人材の確保を図り、福祉サービスの安定的な供給に資することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対して退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1の負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職金を支給するもの。					
実施状況	(平成21年度) 被共済職員数 685,012人 退職手当支給者数 63,704人 退職手当支給額 80,595百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	28,055	26,537	25,923	25,617	21,079
	執行額	27,532	25,915	22,999		
	執行率	98.14%	97.66%	88.72%		
	総事業費(執行ベース)	90,719	88,230	80,595		
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	・社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱に基づき翌年度に提出される事業実績報告により確認している。 ・毎事業年度、事業実績・財務諸表の報告により実施状況を把握するとともに、厚生労働省独立行政法人評価委員会等による評価を実施している。				
	見直しの 余地	おおむね5年を通じ財政の均衡が保つことができるよう、退職手当金の支給に要する費用の見込額、被共済職員の見込数等の財政再計算を行って、適正運営に努める。				
予算 監視 の・ 効率 化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) ・社会福祉施設職員等退職手当共済事業について、執行状況を勘案し、予算と執行の乖離要因等を精査し予算を縮減すべき。					
補 記	(参考) ○社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年6月19日法律第155号) 第18条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額の三分の一以内を補助することができる。					

厚生労働省
22,999百万円



【補助】

A.(独)福祉医療機構
22,999百万円

退職手当金の支給



退職者

退職手当金の受領

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
退職手当給付金	退職した社会福祉施設等職員への退職手当金	22,999			
計		22,999	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0